

電気工事業者の新規登録申請について

電気工事業を営もうとする方は、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

つきましては、千葉県内のみ営業所を設置し電気工事業を営もうとする方は、下記により登録の手続きをしてください。

なお、建設業許可を受けている方又は自家用電気工作物に係る電気工事業のみを営もうとする方は、手続きが異なりますので、御注意ください。

記

- 1. 申請先** 千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
千葉県庁中庁舎7階 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043-223-2722

2. 登録要件

(1) 一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、当該工事の作業を管理する主任電気工事士を設置すること。主任電気工事士の要件は、次のいずれかになります。

① 第一種電気工事士

② 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物の電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者

(2) 営業所で行う電気工事の種類により、次の検査用器具を備え付けること。

一般用電気工作物に係る電気工事の業務のみを行う営業所 ①～③

自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所 ①～⑦

① 絶縁抵抗計 ② 接地抵抗計 ③ 抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計

④ 低圧検電器 ⑤ 高圧検電器 ⑥ 継電器試験装置 ⑦ 絶縁耐力試験装置

但し、「⑥ 継電器試験装置」及び「⑦ 絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

3. 必要書類

(1) 登録電気工事業者登録申請書

(2) 手数料 千葉県収入証紙22,000円

※千葉県収入証紙は、県庁中庁舎地下1階売店にて販売しています。

(3) 申請者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）

申請者が千葉県内に住民票のある個人の場合・・・不要

（※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。）

申請者が千葉県外に住民票のある個人の場合・・・本人の住民票抄本

申請者が法人の場合・・・法人の登記事項証明書

(4) 誓約書（法第6条に規定する登録の拒否要件に該当しない者であることの誓約）

(5) 主任電気工事士の雇用証明書

次の場合には、必要ありません。

①個人申請の場合で、申請者と主任電気工事士が同一の場合。

②法人申請の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合。

(6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

（第一種電気工事士免状の場合、講習受講記録欄もあわせてコピーしてください。）

「主任電気工事士」が第二種電気工事士の場合

(7) 主任電気工事士等実務経験証明書

主任電気工事士となる方が、第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物の電気工事に関し3年以上の実務経験を有することの証明を雇用されていた電気事業者により受けてください。（原則として新規の申請者が証明者にはなれません。）

また、証明者は必ず代表者（法人にあっては、代表取締役）にしてください。

なお、証明者が法人の場合、証明印は代表取締役印（いわゆる丸印）となります。

実務経験証明書等の記載内容についてFAXにて事前に確認をすることもできます。

(FAX: 043-227-3548)